Ⅶ．新霊園適地（位置）の選定

適地の選定に際しては、「墓地」という特殊性を充分に考慮し自然的特性を始め、土地利用状況・法規制状況・土地所有権・関連計画・地域の開発動向・自治体や住民の意識など社会的特性を充分に検討した上で決定することが必要である。

１．選定条件

（１）．法的制約

□墓地計画標準

墓地は都市の総合的な土地利用計画に基づき静寂な環境にその位置を選定するものとし、墓地の諸施設は周囲に及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意して計画すること。

１）．市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、市街地からおおむね１時間以内で到達できる位置であること。

２）．土地の取得及び管理経営が容易であって、将来必要が生じた場合は拡張の余地があること。

３）．緑地系統の一環として配置すること。

４）．美田良畑を避けるとともに、場合によっては傾斜地、荒ぶ地等の利用を考慮すること。

５）．主要な道路、鉄道及び軌道に接しないこと。

６）．墓地の面積は１箇所おおむね 10ha 以上とすること。

□墓地・埋葬等に関する法律施行細則

国道・道道その他交通の頻繁な道路・軌道・河川・湖沼・海岸・公園・学校・病院その他公共施設及び人家から 110m以上離れている場所であること。

ただし、知事が公衆衛生上その他の公益の見地から支障が無いと認める場合は、この限りでない。

（２）．建設地域におよぼす影響への配慮

・風向きしだいでは、線香による煙害が及ばないこと。
・墓参が集中する時期には、車の渋滞が発生し、一般車両・歩行者の通行に支障をきたさないこと。
・大規模な地形の改変に伴う自然環境の破壊とならないこと。
・墓地ができることで、地域イメージが悪化しないこと。
・建設することにより地域に対して好ましくない風評が立たないこと。

（３）．利用者の墓園の需要動向への配慮

・価格、交通や使用上の利便性を重要視する人が多く、また墓域及び墓域周辺が良好な自然環境であり、かつ適切な管理運営を受けられる立地環境であること。

２．帯広市の地勢に見る適地の検討

本市全域の地勢を基に選定する。

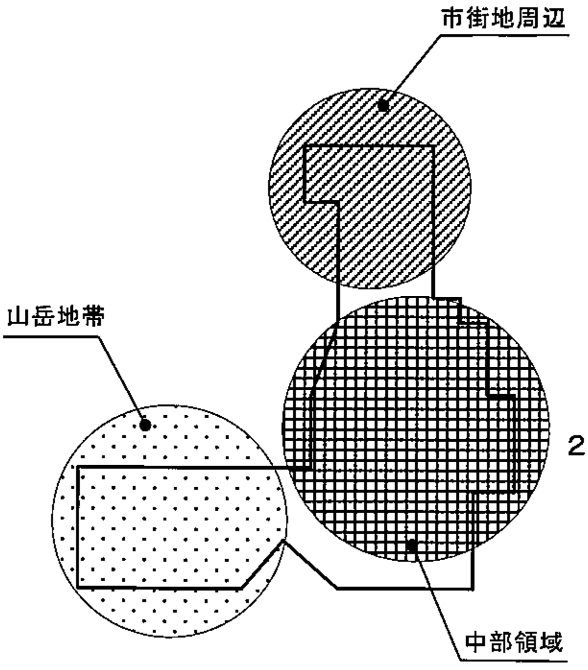

１）．山岳地帯（八千代、戸蔦以南の奥地）

・市街地からの距離が遠い
・交通の利便性の確保が難しい
・豊富な自然があり、環境破壊に結びつく大規模な面的開発は難しい
・ポロシリリゾート開発計画・岩内自然の村・八千代公共育成牧場など最も自然環境に優れた地域を形成していることから立地は難しい

２）．中部領域（川西、大正地区の畑地帯）

・良質な畑地帯が広がる帯広の農業の中心地域である。従って、10ha 以上の雑種地・傾斜地・荒ぶ地はない
・広がる農地、点在する耕地・防風林など十勝をイメージする田園風景が広がっているなどいずれの地域も墓園の立地は難しい

3）．市街地周辺の検討（都市計画区域内）

・北部：十勝川南側までは市街化が進み、工業団地等が立地されている。
十勝川を挟み北側には、飛び地として中島地区が一団の土地を形成している

・南部：今後の市街化の拡大が予想される地域であり、自然に恵まれた小河川を有する地域で、平成10年度に新市街地構想が作成されている

・東部及び西部：幕別町・芽室町との行政区域界まで、市街化が進んでいる

以上、地勢に見る適地の選定の検討結果を基に候補地として、地形的に十勝川により分断され飛び地として形成されている「中島地区」を検討する。